平成２１年（フ）第４９号
愛媛県喜多郡内子町知清433番地２
債務者　矢野　　司
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第８３６３号
大阪府大東市錦町14番36号
債務者　田島　治郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４０８号
大阪府四條畷市大字砂485番地の１　ロイヤル清水Ⅱ　203
債務者　中谷　加奈（旧姓陣内）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１３号
大阪府東大阪市若江南町４丁目２番25号
債務者　淺野　正人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９６号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　吉田　　健
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７２１号
横浜市鶴見区市場西中町３番18号
債務者　戸出　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８５号
横浜市都筑区荏田南３丁目18番21号
債務者　前濵　義文
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３００６号
横浜市青葉区みたけ台３番地３　オーチャード・マーサ201
債務者　落合　和明
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３００７号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目49番20号　つかさハイツ205
債務者　鈴木　修一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
岡山県津山市田町115　希望ヶ丘ホスピタル、住民票上の住所岡山県津山市上横野487番地
債務者　髙山　康寛
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１６４号
岡山県英田郡西粟倉村大字影石1086番地
債務者　春名　　亨
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２８１５号
横浜市南区中里３丁目２番10号　エグゼ91 101
債務者　倉澤　　徹
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５８号
横浜市磯子区岡村１丁目29番27号
債務者　下釜美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９号
熊本県水俣市栄町２丁目１番29号
債務者　深水　成子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１２１号
熊本県八代市古城町1966番地　302
債務者　木本美代子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１２４号
熊本県八代市平山新町4547番地　１―15
債務者　中村　　香
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部